

サイボウズ株式会社
最高経営責任者 高須賀 宣
最高技術責任者 畑 慎也
最高執行責任者 青野 慶久
最高財務責任者 山田 理

ストックオプション(新株予約権)の割当に関するお知らせ

平成15年5月23日開催の取締役会において、当社第6回定時株主総会で承認されました商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、ストックオプションとして発行するサイボウズ株式会社新株予約権について、発行内容を下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

- | | |
|------------------------------|--|
| 1. 新株予約権の発行日 | 平成15年5月23日 |
| 2. 新株予約権の発行数 | 2,404株 |
| 3. 新株予約権の発行価額 | 無償 |
| 4. 新株予約権の目的たる株式の種類及び数 | 当社普通株式2,404株 |
| 5. 新株予約権の行使時の払込金額 | 1株当たり101,462円 |
| 6. 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額 | 243,914,648円 |
| 7. 新株予約権の行使期間 | 平成17年4月24日から平成21年4月23日まで |
| 8. 新株予約権の行使の条件 | 対象者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。
前項にかかわらず、対象者が取締役または従業員の地位を喪失した場合であっても、対象者である取締役または従業員が財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定される関連会社または子会社に転籍した場合には、本新株予約権を行使することができるものとする。 |

- | | |
|---|--|
| 9. 新株予約権の消却事由及び消却の条件 | 当社は、対象者が権利行使をする前に、当社または当社の子会社の取締役もしくは従業員の地位喪失により新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で消却することができる。
当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、当社は当該新株予約権を無償で消却することができる。 |
| 10. 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の譲渡、担保権の設定及び質入等その他一切の処分を行うことはできない。 |
| 11. 新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価額のうちの資本組入額 | 1 株当たり 50,731 円 |
| 12. 申込みの勧誘の相手方の人数及び内訳 | 当社及びCybozu Corporationの取締役及び従業員28名 |
| 13. 当社とCybozu Corporationとの関係 | 当社100%出資完全子会社 |

以上

(本件に関するお問い合わせ先)

サイボウズ株式会社 <http://cybozu.co.jp/>
〒112-0004 東京都文京区後楽 1-4-14 後楽森ビル 18 階

報道関係者の皆様のお問い合わせ先
広報IRグループ pr@cybozu.co.jp
